

第74号議案

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の件

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「（氏，名その他氏名を構成する文字のうちの一部の文字を使用したものを含む。）」を「，氏，名又は旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」に改め，同号ウを同号オとし，同号イ中「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め，同号イを同号エとし，同号アの次に次のように加える。

イ 住民票に記載されている名と旧氏を組合わせたもの

ウ 住民票に記載されている名を構成する文字のうちの一部の文字と氏又は旧氏を組合わせたもの

第6条第1項第3号中「氏名（）」の次に「住民票に旧氏が記載されている者にあつては氏名及び当該旧氏，」を加え，「，氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め，同項第8号中「第4条第1号ウ」を「第4条第1号オ」に改める。

附 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。

理 由

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の改正に伴い，印鑑登録事務を変更するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市印鑑条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

(登録を受けることができない印鑑)

第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。

(1) 次に掲げるもののいずれによつても表されていないもの

ア 住民票に記載されている氏名(氏、名その他氏名を構成する文字のうちの一部の文字を使用したものを含む。)

、氏、名又は旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)

イ 住民票に記載されている名と旧氏を組合わせたもの

ウ 住民票に記載されている名を構成する文字のうちの一部の文字と氏又は旧氏を組合わせたもの

イ 外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)

エ

にあつては、住民票の記載によりその時点において使用されていると認めることができる通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)(通称を構成する文字のうちの一部の文字を使用したものを含む。)

令第30条の16第1項

ウ 略

オ 略

(2)～(6) 略

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定により確認をしたときは、次に掲げる事項を印鑑票に登録するものとする。

(1), (2) 略

(3) 氏名 (_____
_____ 住民票に通称が記載さ
れている外国人住民にあつては、氏名及び通
称)

(4)～(7) 略

(8) 外国人住民について第4条第1号ウに規
定する表記によつて印鑑を登録する場合に
あつては、片仮名表記

住民票に旧氏が記載されている者
にあつては氏名及び当該旧氏、

氏名及び当

該通称

第4条第1号オ

